

2-6 施設・設備等

A 群・大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

B 群・大学院専用の施設・設備の整備状況

C 群・大学院学生用実習室等の整備状況

C 群・独立研究科における、当該研究科専用の施設等の整備の適切性

大学 3 号館を法科大学院専用棟とし、1 階にラウンジ、ローライブラリー、ロビー等、2 階及び 3 階に院生自習室（個人用キャレル・ロッカーあり）等、4 階に演習室等を設置。6 号館に模擬法廷室を設置（傍聴席150）。5 号館に講義室、会議室、専門職大学院事務室を配置。相互に棟続きで近接。教員研究室は別棟。3 号館はバリアフリーである。

3 号館の特色は、院生用研究室が完備され、洗面室等の生活用設備にとくに配慮していることはもちろんであるが、もっとも強調したいのは、2 階及び 3 階に比較的広い自由な空間を設け、そこを教員及び院生の議論の場、あるいは、教員と院生のランチ・ミーティングの場、ゲストを迎えてのミニ・フォーラムの場として確保してある。これは、法科大学院の成否は、方法において工夫された授業が基本であることは当然ではあるが、加えて、教員・院生・ゲストが自由に意見を交換し議論する場が、物理的空間としても精神的空間としても、用意できるかにかかっていると考えからである。法科大学院では、教室・教員研究室・院生自習室が自己完結してはならない。活発な人的交流に基づく問題の発見と議論こそが必要である。4 階演習室は、そこでそれぞれの演習を行うが、なによりも基本科目それぞれの研究・教育拠点として機能させるという意味がある。ここもまた閉鎖的、固定的でない自由な空間である。

現状及び改善を要する点は以下のようなものである。

- ① 3 号館のすべての部屋において手ざま感が生じつつある。
- ② ローライブラリーの蔵書数が増加し一杯の状態である。
- ③ 修了生の施設利用については目下検討中である。
- ④ 3 号館 3 階の 1 室を「新司法試験ルーム」にして、青山法曹会メンバーによる授業外指導としての各種相談にあたってもらっている（いわゆる答練は行っていない）。同室は新司法試験関係資料センターとしての機能が期待されており、将来的にはここに「青学」法律事務所の開設も構想されている。

C 群・先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備の適切性

オーストラリア国立大学との共同授業については、TV会議システムを用いたリアルタイム進行が可能な部屋を用意している。各教室、自習室、ローライブラリー等にはパソコン端末を設置してある。

A群・施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制の確立状況

法科大学院棟については、教学面では教授会・施設管理委員会を設置しているが、財産管理面は大学施設課の担当である。

B群・学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

学術資料は、ローライブラリに保管している。

なお、情報インフラとして次の電子ツールを利用している。

- ① 法令・判例・文献等の検索システムを当初より導入。
- ② 講義室・演習室等、自習室各キャレルに端末を設置。
- ③ 無線LANの導入。
- ④ 2006年度より学内補助金を得て、「電子メール利用によるロースクール教育プログラム」の開発を行っている。

B群・国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性

法科大学院固有のものは整備していない。